

# 九州マーチングコンテスト実施規定

## 第1章 総 則

第1条 九州マーチングコンテストは、九州吹奏楽連盟・九州中学校吹奏楽連盟・九州高等学校吹奏楽連盟・九州大学吹奏楽連盟・九州一般吹奏楽連盟、および朝日新聞社の主催で実施する。

第2条 九州マーチングコンテストは、全日本吹奏楽連盟主催、全日本マーチングコンテスト予選を兼ねる。

第3条 九州マーチングコンテストは、九州吹奏楽連盟所属各県マーチングコンテストにおいて代表として推薦された団体が参加する。

第4条 第3条における九州吹奏楽連盟所属支部は次の通りとする。

北九州支部 筑豊支部 福岡支部 佐賀支部 長崎支部  
熊本支部 鹿児島支部 宮崎支部 大分支部 沖縄支部

第5条 第3条における各部門推薦団体数は、別に定める推薦に関する細則に従い、前年度までの理事会で決定する。

第6条 九州マーチングコンテストの実施期日・会場および主管支部は、前年度までの理事会で決定する。

## 第2章 実施部門および参加人員

第7条 実施部門は次の通りとする。

- ① 中学校の部 ② 高等学校以上の部

第8条 各実施部門の参加人員は、80名以内とする。但し、ドラムメイジャーはこの人数に含まない。

第8条の2 指揮者はこの人数には含まない。

## 第3章 参 加 資 格

第9条 参加資格者は、九州吹奏楽連盟所属支部において5月末までに加盟手続きを完了した団体に属し、次の通りとする。

- ① 中学校の部

構成メンバーは同一の中学校に在籍している生徒とする。

(同一経営の学園内小学校児童の参加は認める)

- ② 高等学校以上の部

(1) 高等学校の構成メンバーは同一の高等学校に在籍している生徒とする。

(同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒の参加は認める)

(2) 大学の構成メンバーは同一の大学、および高等専門学校に在籍している学生とする。

(3) 職場・一般の構成メンバーは当該団体の団員とする。ただし、次の第10条に該当するメンバーおよび職業演奏家の参加は認めない。

第10条 同一奏者は各県マーチングコンテストより同一団体で出場すること。なお、出演者が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。

第10条の2 中学校、高等学校に在籍する部員(団員)は、九州マーチングコンテスト及び同予選に所属団体以外の部員(団員)として出場できないものとする。途中退部等の場合も当該年度内において同様の扱いとする。但し、所属団体が九州マーチングコンテスト及び同予選に出場しなければ、一般団体での出場を認める。

第11条 指揮者の資格については制限しない。

第12条 参加団体の資格に疑義があるときは、その団体を調査し、出場停止または入賞等を取り消すことができる。

#### 第4章 演奏および服装

第13条 演奏曲は自由とし、連続すること。ただし、曲のつながりはドラムマーチを用いてもよい。

第14条 演奏時間は6分以内とする。ただし、入退場の時間は含まれない。なお、演奏時間とは、演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。

第15条 参加団体は、吹奏楽かこれに準ずる木管楽器・金管楽器・打楽器を中心とする編成であることとする。

第16条 演奏・演技・服装等の規定については、全日本マーチングコンテスト規定に準ずる。

第17条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないで本大会に出場することは認めない。

#### 第5章 出演順・審査および表彰

第18条 出演順は、前年度理事会において決定する。

第19条 審査員は、理事会の決定を経て理事長が委嘱する。

第20条 審査員の数は原則として7名とする。

第21条 審査の対象は、演奏または演技の開始より終了までとする。

第22条 審査方法は九州マーチングコンテスト審査内規による。

第23条 第8条に規定している参加人員を超過した場合、あるいは第14条に規定している演奏時間を超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

第23条の2 表彰は部門ごとに、金賞・銀賞・銅賞のいずれかを授与する。ただし、規定により失格となった団体は表彰の対象としない。

第24条 全日本マーチングコンテストへの各部門推薦団体数は、全日本マーチングコンテスト実施規定により決定する。

#### 第6章 補 則

第25条 本規定は昭和62年 4月 1日より実施する。

第26条 // 昭和63年 4月 1日 //

第27条 // 平成 2年 4月 1日 //

第28条 // 平成 5年 4月 1日 //

第29条 // 平成11年 5月 8日 //

第30条 // 平成12年 4月30日 //

第31条 // 平成14年 4月28日 //

第32条 // 平成17年 4月30日 //

第33条 // 平成20年 2月23日 //

第34条 // 平成21年 9月26日 //

第35条 // 平成22年 6月19日 //

第36条 // 平成26年 6月14日 //

第37条 // 平成27年 4月25日 //

## 《九州マーチングコンテストへの推薦に関する細則》

九州マーチングコンテスト実施規定第5条により、九州マーチングコンテストの推薦に関する細則を次のとおり定める。

第1条 各県予選において、①中学校②高等学校以上のそれぞれの参加団体数から、次の表に割り当てられた数を、九州マーチングコンテストへの推薦団体数とする。

当年度の各県マーチングコンテストにおける参加団体数	推薦数
1 団体	1
2～3 団体	2
4～5 団体	3
6～7 団体	4
8～9 団体	5
10～11 団体	6
12～13 団体	7
14～15 団体	8
16～17 団体	9
18 団体～	10

第2条 九州マーチングコンテストへ推薦された団体が出場を辞退した場合でも、繰り上げ推薦は認めない。なお、辞退した団体は所属支部の支部長を通して、辞退届を九州吹奏楽連盟理事長あてに提出しなければならない。

第3条 推薦された団体の九州吹奏楽連盟事務局への申し込み締切日は前年度末までの理事会で決定する。

第4条 推薦された団体が第3条の申し込み締切日に遅れた場合は出場を辞退したものとする。

第5条 実施規定第10条にかかわらず、法定伝染病等により出場者を変更する場合は、危機管理マニュアルに準じて対応する。

## 《九州マーチングコンテスト審査内規》

九州マーチングコンテスト実施規定第22条により、九州マーチングコンテスト審査及び判定に関する内規を次のとおり定める。

第1条 審査集計は、理事長の委嘱する集計係により行う。

第2条 評価方法は絶対評価とし、演奏と演技のそれぞれについて8段階で評価する。

第3条 演奏と演技の採点を合計し、総合評価の基とする。ただし、それぞれの最高・最低点を除く。  
(上下カット)

第4条 規定違反が認められた場合は、総合計から20点を減ずる。

第5条 合計点より下記の表に基づいて、金賞、銀賞、銅賞のいずれかを決定する。

中学校、高等学校以上	
100点～80点	金賞
79点～50点	銀賞
49点～30点	銅賞

第6条 全日本マーチングコンテストへの推薦は、採点合計の上位より決定する。なお、同点複数の場合は審査員の投票により決定する。

第7条 出場団体に対し、当該部門の評価を、審査員名をふせて責任者に公表する。